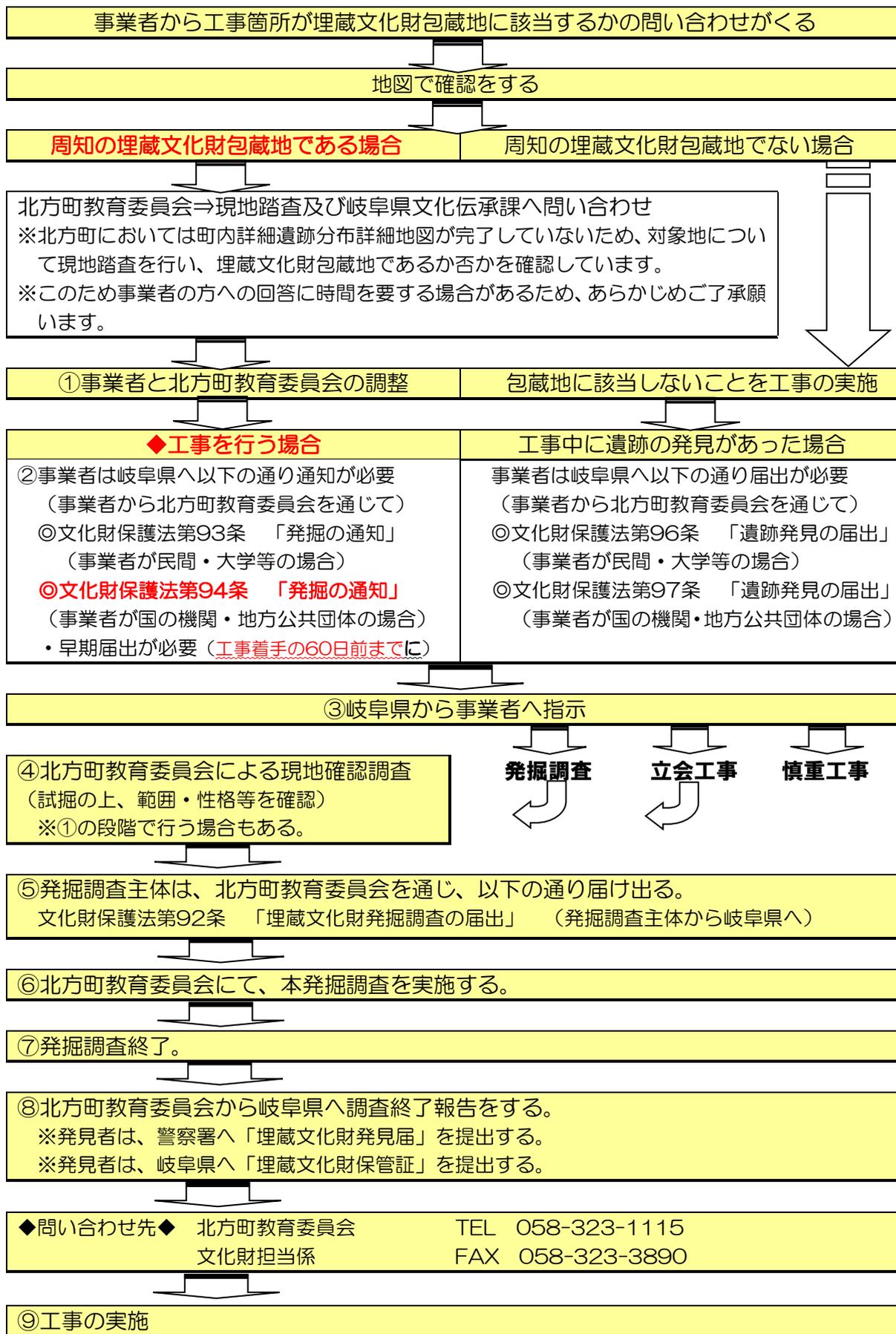


# 埋蔵文化財に関する手続きの流れ



事業者から工事箇所が埋蔵文化財包蔵地に該当するかの問い合わせがくる

地図で確認をする

周知の埋蔵文化財包蔵地である場合      周知の埋蔵文化財包蔵地でない場合

北方町教育委員会→現地踏査及び岐阜県文化遺産課へ問い合わせ  
※北方町においては町内詳細遺跡分布詳細地図が完了していないため、対象地について現地踏査を行い、埋蔵文化財包蔵地であるか否かを確認しています。  
※このため事業者の方への回答に時間を要する場合があります、あらかじめご了承ください。

①事業者と北方町教育委員会の調整      包蔵地に該当しないことを工事の実施

◆工事を行う場合	工事中に遺跡の発見があった場合
②事業者は岐阜県へ以下の通り通知が必要 (事業者から北方町教育委員会を通じて) ◎文化財保護法第93条 「発掘の通知」 (事業者が民間・大学等の場合) ◎文化財保護法第94条 「発掘の通知」 (事業者が国の機関・地方公共団体の場合) ・早期届出が必要(工事着手の60日前までに)	事業者は岐阜県へ以下の通り届出が必要 (事業者から北方町教育委員会を通じて) ◎文化財保護法第96条 「遺跡発見の届出」 (事業者が民間・大学等の場合) ◎文化財保護法第97条 「遺跡発見の届出」 (事業者が国の機関・地方公共団体の場合)

③岐阜県から事業者へ指示

④北方町教育委員会による現地確認調査  
(試掘の上、範囲・性格等を確認)  
※①の段階で行う場合もある。

発掘調査      立会工事      慎重工事

⑤発掘調査主体は、北方町教育委員会を通じ、以下の通り届け出る。  
文化財保護法第92条 「埋蔵文化財発掘調査の届出」 (発掘調査主体から岐阜県へ)

⑥北方町教育委員会にて、本発掘調査を実施する。

⑦発掘調査終了。

⑧北方町教育委員会から岐阜県へ調査終了報告をする。  
※発見者は、警察署へ「埋蔵文化財発見届」を提出する。  
※発見者は、岐阜県へ「埋蔵文化財保管証」を提出する。

◆問い合わせ先◆ 北方町教育委員会      TEL 058-323-1115  
文化財担当係      FAX 058-323-3890

⑨工事の実施